

那覇市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定する。

令和 7 年 2 月 10 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市開発行為の許可等に関する条例について、手数料の納付が必要な事務
及び手数料の名称を改め、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市開発行為の許可等に関する条例(平成24年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第14条関係)

事務	手数料の名称	区分	手数料の額
[略]			
7 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	[略]		用紙1枚につき 470円
8 法第29条第1項の許可を要しないことの証明書の交付	開発許可不要証明書交付手数料		[略]

[改正後 別記]

別表(第14条関係)

事務	手数料の名称	区分	手数料の額
[略]			
7 法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	[略]		調書1通又は図面1通につき 470円
8 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の規定に基づく証明書の交付(法第53条第1項の規定に係るものを除く。)	開発行為等適合証明書交付手数料		[略]